

●令和5年度 監査テーマ 公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第3 公共施設マネジメントに関する監査の結果

2. 公共施設マネジメントの推進を担う各課に関する監査の結果(マネジメント関係課)

(1)財政課

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
1	固定資産台帳の作成方法について 〔報告書34～36ページ〕	○現状の固定資産台帳を精査し、固定資産台帳を修正するとともに、今後の固定資産台帳の整備・更新方法及びその体制について検討されたい。また、あわせて、固定資産台帳の更新ルールを明確化するとともに、固定資産台帳の記載内容について、固定資産のたな卸しを含めて定期的に確認されたい。 ○施設整備室等の公共施設マネジメント関係各課と協議し、固定資産台帳の目的を定めた上で、その目的に対応した効果的・効率的な固定資産台帳の整備・更新が望まれる。	財政課	令和5年度決算を踏まえた財務書類の作成事務において、台帳の精査・修正および更新手法など、対象やスケジュール等について検討を進める。

第4 直営施設の管理等に関する監査の結果(個別施設)

3. 個別施設に関する監査の結果

(4)総務管理課所管施設

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
2	倉庫におけるノートパソコンの残置について 〔報告書67～68ページ〕	個人情報等の保護の観点はもちろんのこと、倉庫もコストがかかるものであり、倉庫の管理も施設マネジメントの一環である認識を強くし、適正な管理に努められたい。	総務管理課	倉庫内の物品等について保管状況の把握に努め、適正に処分等を行うよう周知する。
3	外部団体等のロッカーによる占有について 〔報告書69ページ〕	施設のスペースはコストをかけて整備・管理しているものであり、外部団体等が使用する場合、行政財産の目的外使用の可否や使用料徴収の可否の判断について適正にその記録を残されたい。	総務管理課	ロッカーを使用している団体から、これまでの経過等を確認した。令和6年8月末の撤去に向け団体と協議している。

(5)商工振興課所管施設

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
4	消火器の期限管理について 〔報告書72ページ〕	期限切れの消火器による火災発生時等の被害拡大を防止するため、各年度において、更新が必要な消火器については、課の所管する施設全体で一括管理した上で、期限が切れる前に適切に更新されたい。	商工振興課 (公設市場サンパーク)	消火器の一括管理に係る表を作成し、更新が必要な消火器について、確認ができる体制を整えた。

(7)スポーツ振興課所管施設

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
5	工事・修繕の適正な執行について 〔報告書88ページ〕	工事請負費と修繕料の区分に留意して、適切に予算執行されたい。	スポーツ振興課 (野外活動センター)	工事請負費・修繕費について再認識し、今後の修繕にあたっては、執行費目に留意しなら、適正な予算執行を行う。

(9)子ども青少年政策課所管施設

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
6	施設カルテにおける正確な情報記載について 〔報告書104ページ〕	施設カルテは、市が所有している施設についての基本情報、維持管理にかかるコスト状況、老朽化の状況、利用状況等といった情報を市民へ開示する重要な書類であり、建物の実態を把握した上で、正確な情報を記載、公表する必要がある。	子ども青少年政策課 (枚方公園青少年センター)	指摘のあった施設カルテの記載「地上3階地下1階」を「地上4階地下1階」に修正した。

(10)公立保育幼稚園課所管施設

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
7	排煙窓の定期点検について 〔報告書1123ページ〕	排煙窓の定期的な稼働の確認、点検を行った上で、不具合があれば防災の観点から優先的に修繕を実施することが望まれる。	公立保育幼稚園課 (高陵幼稚園)	開閉が困難となっている箇所について修繕を行った。
8	公有財産台帳等における正確な情報記載について 〔報告書115ページ〕	公有財産台帳・固定資産台帳・施設カルテは、市の保有する資産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うなどのために重要な情報であり、異動があった場合、適時に除却反映するべきである。また、市として今後、財産の異動報告が漏れにくい仕組みについて検討されたい。	公立保育幼稚園課 (樟葉野保育所)	施設カルテ及び建物台帳について、存在しないボイラー室の除却を行った。
8	共済保険の過大加入について 〔報告書115ページ〕	不必要な保険料負担の発生を解消するため、速やかに建物総合損害共済の対象施設から除外する必要がある。	公立保育幼稚園課 (樟葉野保育所)	現在は存在しないボイラー室について、令和5年11月に建物総合損害共済からの脱退手続きを行った。
10	目的外使用許可手続きについて 〔報告書116ページ〕	目的外で使用させる施設については、枚方市行政財産使用料条例に基づく使用料を設定した上で、枚方市公有財産等の管理に関する規則に則り、適切な目的外使用許可手続きを受ける必要がある。	公立保育幼稚園課 (樟葉野保育所)	保育所敷地内に設置されている保護者会の倉庫については、寄付により収受を行った。

(13) 希釈放流センター所管施設

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
11	廃棄予定のPC、記憶媒体等の管理について 〔報告書123ページ〕	個人情報等のデータについては紛失した場合の影響が非常に大きいため、廃棄用であっても、保管リストを作成の上、定期的に現物確認を実施するといった管理体制について、市の情報セキュリティポリシー等において明確化した上で、適切に整備することが望まれる。	希釈放流センター	不要物の中で、情報が記憶できる媒体の現物確認を行う準備を進めている。
12	備品の現物管理について 〔報告書124ページ〕	枚方市物品管理規則において記録管理が求められる備品等について、漏れなく物品管理台帳の管理番号を付した備品シールを貼付する必要がある。	希釈放流センター	備品台帳と管理番号の整合を実施した。今後も管理番号を付する必要がある物には、シールの貼付けを行う。
13	AEDの点検について 〔報告書127ページ〕	使用期限の超過がなく、非常時にAEDを問題なく使用できるように、定期的に点検された。	希釈放流センター	令和5年11月10日にAED(パット、バッテリーなど)の買い替えを行った。また、AEDに係る消耗品について、使用期限を見えやすい部分に記載し、年度当初に点検することとした。

(14) 小中学校、単独調理場及び留守家庭児童会室(教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
14	消火栓設備への検査済み証の貼付漏れについて 〔報告書139ページ〕	施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付された。	設備課 (藤阪小学校)	8月1日に指摘を受け、8月2日には点検委託業者に点検済証の添付を徹底するように指導し、次回点検である12月28日に済証が漏れなく添付されていることを確認した。
15	倉庫設置の目的外使用許可等について 〔報告書139ページ〕	学校における行政財産の目的外使用の許可について適切に対応された。	施設管理課 (藤阪小学校)	令和6年3月に、倉庫の所管部署から目的外使用許可申請書の提出を受け、許可手続きを行った。
16	クラブハウス内の冷蔵庫の目的外使用許可等について 〔報告書140～142ページ〕	行政財産の目的外使用の許可及び電気代・使用料徴収の要否について適正に検討された。	新しい学校推進課 (藤阪小学校)	クラブハウスは学校施設としての位置付けの中で、学校施設開放事業に供する目的で設置している。そのため、学校施設開放事業の利用団体が活動時に使用する物品や熱中症対策としての冷蔵庫の設置については、目的外使用とはせずに運用をしてきているが、今回の指摘を踏まえて、市長部局(スポーツ振興課)と学校施設開放事業における、施設使用時の受益者負担とあわせて協議を進めているところであり、ルールを整理したうえで必要な手続きを行う。
17	消火器前のマットの保管について 〔報告書141ページ〕	緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の周りには障害物を置かないようにされた。	教育政策課 (藤阪小学校)	消火器の周りの障害物を撤去した。
18	消火器の適正な管理について 〔報告書144ページ〕	消火器を緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の適正な管理をされたい。	教育政策課 (津田小学校)	設置場所を適正な位置に見直しを行った。
19	消防用設備への検査済み証の貼付漏れについて 〔報告書155ページ〕	施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付された。	設備課 (第三中学校)	8月8日に指摘を受け、8月9日には点検委託業者に点検済証の添付を徹底するように指導し、次回点検である12月26日に済証が漏れなく添付されていることを確認した。
20	消火器前の物の設置について 〔報告書157ページ〕	緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の周りには障害物を置かないようにされた。	教育政策課 (蹯跽中学校)	消火器の周りの障害物を撤去した。
21	避難経路の確保について 〔報告書157～158ページ〕	万が一の非常時に、避難経路を十分に確保できるように用具等を移動すべきである。	教育政策課 (蹯跽中学校)	不要な物は廃棄、必要な物は整理整頓や別の場所への移動により、通路幅を確保する。

(15) 中央図書館

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
22	避難階段の緊急時における利用可能性について 〔報告書162ページ〕	利用者の安全性確保のため、少なくとも4階避難階段前の長椅子を撤去した上で、その他の階についても避難階段の緊急時における利用可能性について十分に検討された。	中央図書館	緊急時に速やかに退出ルートを確認できるよう令和5年10月にバルトパーテーションを設置した。

(16) 教育研修課

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)
23	排煙装置の故障対応について 〔報告書166ページ〕	排煙窓は、火災時に利用者等の安全を守る重要な設備であり、令和4年12月5日に実施された建築物の定期点検においても要是正箇所として指摘されており、適時・適切に対応をされたい。	教育研修課	R6年2月に排煙窓の改修を完了した。